

## 明清時代の錮婢にかかわる社会通念

五味 知子

はじめに

筆者はこれまで、明清時代の女性の貞節に対する称賛とその実態について興味を持つてきた。明清時代において、女性に対する貞節の要求が最も高まったことは、つとに知られている<sup>1)</sup>。ここで考えてみたいのは、貞節が求められるのは、いかなる社会階層の女性だったのか、ということである。私見によれば、父系血縁をもとに形成された家の秩序は、子孫がその父系の血を引いていることを基盤としている。父系の血統の純粹性を保証するところが、女性に対する貞節要求の根底にある。これが正しいとすれば、貞節が求められるのは、守るべき「家」のある女性であったと考えられる。

ところが、嘉慶二十二年（一八一六）の礼部則例では、婢・僕婦や尼僧・道姑など、本来守るべき自分の「家」を持たなかったと考えられる女性たちまで、貞節表彰の対象に含まれていた<sup>2)</sup>。婢の家が主人の家であるとすれば、その婢に求められる忠誠や貞節はいったい誰に対するものなのだろうか。それを解明するには、婢の婚姻につい

て考察する必要がある。

婢を終身嫁がせずに服役させることを当時の史料では「錮婢」という。錮婢を禁じる旨の条例ができたのは、雍正十三年のことである。「嫁娶違律主婚媒人罪律」に付された条例の中で、主人に婢を結婚させる責任を認めたのであった。<sup>(3)</sup> 本稿では、錮婢を禁じるこのような法令ができた背景となる社会通念上の変化に目を向け、婢をめぐる規範について考察する。

奴婢にかかわる先行研究は多いが、かつては奴婢と主人というように、階層差に着目したものが多く、下僕と婢の性差を分析するものはあまり見られなかった。<sup>(4)</sup> 近年、明清時代の婢に焦点を絞った研究書が刊行され、近代史でも婢に関する論文が増えてきており、下僕とは異なる婢ならではの特徵に目が向けられるようになってきた。<sup>(6)</sup>

本稿の論点は錮婢禁止の背景となる社会通念にあるため、特にそれとかわりのある二種類の研究を整理することから始める。第一は、清代の法律をジェンダーに着目して分析したマシュー・ソマー氏の研究である。<sup>(7)</sup> それによれば、清代、とくに雍正年間にはセクシュアリティ規制の分水嶺であり、古くからの身分パフォーマンスについてのパラダイムがジェンダーパフォーマンスという新しいパラダイムに屈したときであった。それは、身分によつて求められるモラルの異なる時代から、ジェンダーによつて求められるモラルに差がある時代への変化であった。この新しいパラダイムは、雍正年間の新しい立法の累積的效果と、それに続く乾隆年間の補足的法律によつて支えられた。ソマー氏によれば、家長が僕婦を性的に犯すことを禁じる法律や、主人に婢を嫁がせる責任を認める法律も、この一連の流れの一部であり、婚姻と貞節についての規範を服役する女性にまで広げ、婚姻外の性関係をすべての女性に禁止しようとする傾向とも一致している。<sup>(8)</sup>

第二の先行研究は奴婢の身分に関するものである。<sup>(9)</sup> 奴婢の身分についての法規定をこれらの先行研究に基づい

て整理すれば、明代の規定では、奴婢は功臣に給賜されるものであり、庶民の奴婢所有は禁止されていた。ただし、明中期以降の現実を見れば、官僚の家には人身売買、投靠による多量の労働力（無期的服役労働者）がおり、庶民層も階層分化して、無期的労働力（「義男」「義女」「雇工人」と呼称）を保持していた。ただし、法律上、庶民の家に奴婢は存在しないため、法的には雇工人が義子孫として扱われた。清初においても、庶民の奴婢保有禁止はなお一定の規制力を持っていた。このような規定が大きく変化するのは、雍正五年のことであり、条件に合えば、庶民であっても公的に奴婢としての保有が可能になった。その条件とは、①奴婢間に生まれた者、②紅契で買った奴婢、③雍正五年以前に白契で買った奴婢、④投靠して長年養育された者、⑤投靠して婢女を妻帯せしめられ、子息を有する者である。

このうち、①と⑤は奴婢と婢の婚姻に関連がある。すなわち、婢は奴婢と結婚し、子どもを産むことで、生涯主人の家に服役し、子孫代々服役しつづけることとなる。したがって、婢と奴婢を結婚させることは、奴婢の終身服役や奴婢の再生産を願うものであるとも考えられる。

主人に婢を嫁がせる責任を認める先述の条例は、前者と後者ではまったく異なる位置づけがなされている。すなわち、前者においては、すべての女性に良民の女性に近いジェンダーパフォーマンスを求めることが背景となっていると考えられ、後者においては、婢を永代的に服役させ、奴婢身分を安定させることを目指していると考えられるのである。つまり、同じ法律でありながら、矛盾を孕む二つの方向に解釈が可能である。本稿はこの条例の法律的な背景をみるのではなく、それを支えた社会通念に焦点を当てる。当時の人々にとって、婢を嫁がせることはいかなる意味を持ったのか。婢を嫁がせることは善行として考えられたのか、あるいは婢を永遠に下層の身分に留めておくものと考えられたのか。社会における受け止め方を探してみたい。

## 一、錮婢の背景

### (一) 錮婢の背景となる社会状況

錮婢はどのような状況下で起こるのか。それには、移民により形成された社会で、錮婢がいつから現れるのか一つの手がかりとなる。台湾の錮婢についての研究をもとに具体的状況を明らかにし、検討する。

康熙五九年（一七二〇）修の『台湾県志』によれば、台湾の人々は貧しくても男は奴にならず、女は婢にならず、奴僕はみな内地から従ってきた者で、それも稀だったという<sup>(10)</sup>。また、乾隆六年（一七四一）の『重修福建台湾府志』巻六「風俗」では「台湾の民には男が多く、女が少ないことから、匹夫はすんなりと妻を娶ることは難しかった。：親の棺を長く留めておいたり、婢女をいつまでも嫁がせなかつたりすることがない」と記しており、乾隆年間初期にも、依然として台湾では錮婢が見られなかつたことがうかがえる<sup>(11)</sup>。

このころまでは、台湾の女性人口が少なかつたことは溺女に関する記述からも読み取ることができる。雍正―乾隆年間に台湾で任職した尹士儂は『台湾志略』で、台湾には男が多く、女が少なく、女児を笄まで養えば、すぐに嫁に出すことができるため、まだ溺女の陋習がない、と述べている<sup>(12)</sup>。このような状況下では、おそらく持参財産は少なくともよく、逆に聘金は増加することが推測される。したがって、婢を嫁がせずにおくよりも、結婚させて聘金を得るほうが利益になったのであろう。錮婢には男女比が大きく影響しており、女性人口が少なければ起こりにくいことがうかがえる。

女性人口の増加に伴い、このような状況は次第に変わっていった。台湾には錮婢を禁じるという内容の石碑が四つ現存するが、その早いものは、道光二〇年（一八四〇）の「錮婢積習示禁碑記」である<sup>(13)</sup>。その一部を紹介す

れば、次のようである。

台湾の風俗では、婢が成長しても嫁がせず、家にいさせたり、他人に転売したりして終身働かせ、死んで  
はじめて（使うのを）やめる。……家に二三歳以上の年齢の婢がいれば、すべて配偶者を選び、天地自然  
の理に導き、悪習を挽回するようにせよ。<sup>(14)</sup>

道光二〇年の台湾では、すでに錮婢の習慣が見られるようになっていたことがわかる。

他の地域に目を向けてみれば、錮婢そのものがいつから始まったのかは明らかではないが、錮婢に対する問題意識自体は早くから存在した。錮婢に対する問題意識は明末の史料にはすでに表れている。また、明末清初の張履祥は男僕は二〇歳あまり、女婢は二〇歳近くなったら結婚させるべきだと論じており、明末には婢を婚姻させべきだという論調が強まっていたことが見て取れる。<sup>(15)</sup> 先述のように、『大清律例』に錮婢を禁じる旨の条例ができたのは、雍正十三年のことであった。<sup>(16)</sup>

## (二) 婢の婚姻と主人の家の利益

では、婢の婚姻は主人の家にどのような効果をもたらしたであろうか。婢の結婚にはいくつかのパターンがあるが、代表的なものは以下の三つである。①は主人の妾、②は下僕の妻、③は家の外の人の妻や妾になることである。

①の、婢を主人の妾にすることは、たいへん一般的であった。妾はもともと賤民階級の奴婢出身の者が相当多

く、清代の人の著述では、婢と妾をしばしば一緒にしていた<sup>(17)</sup>。寵愛を受けた婢のことを妾という、と記している家譜もあつた<sup>(18)</sup>。婢を妾にすれば、外から妾を買ひ入れる手間を省くうえ、女主人にとつてもメリットがある。主人のために妾を納れる良い妻であるとの評判を得ることができるからである。特に正妻が自分の婢を妾とすれば、その後も忠誠を尽くさせることができる。実際、正妻が自分の実家から連れてきた婢を夫の妾にすることは稀ではなかつた<sup>(19)</sup>。婢を妾にすることで労働力を失うことについてはどうであつたか。『金瓶梅』の婢出身の妾、孫雪娥が台所仕事に勤しんでいるのを見ればわかるように、妾となつても家事を担わせることは可能であつた。つまり、妾としても、ある程度労働力として期待できたのである。ただし、妾となつた以上は、すでに「賤」の身分とはいえないので、それなりの待遇が求められる。

②の、下僕の妻の場合はどうであろうか。婢を下僕の妻にすれば、下僕と婢はその子孫も含めて主人の家に服役しつづけることになる。そのため、下僕と婢を結婚させるのは、下の代の僕婢を得るため（奴僕再生産のため）とする研究もある<sup>(20)</sup>。他方では、婢の価格は安いので、下の代の僕婢を得るために下僕と婢を結婚させる必要はないとする研究もある<sup>(21)</sup>。先述の台湾の錮婢をめぐる研究から見ると、婢の結婚の経済的利益はその地域の男女比や結婚需要、婢の価格に左右されるため、一律に断定することはできない。また、奴婢の身価といった経済的利益ではなく、自分の家の習慣を熟知した忠実な奴婢を得るために僕婢を結婚させ、その下の代まで服役させるという考え方もあろう。

より注目すべきは、下僕の側から見たときの、婢との婚姻である。男性の人口のほうが多く、貧しい男性が妻を娶るのは簡単なことではなかつたため、婢を娶るために下僕となる男性は少なくなかつた。下僕となる契約が婚書の形を取ることが多かつたのも、そのためである。雍正五年に条例となる前であつても、下僕に妻帯させて

いるかどうかはその身分を判定する重要な基準の一つであり、下僕にとっては大きな恩義と感じられるものであったと思われる。すなわち、主人が婢を下僕と結婚させるのは、婢のためばかりではなく、下僕を長く服役させるためでもあった。また、下僕がそれによって主人により忠実に尽くすことも期待できた。

では、③の他家の人との婚姻はどうであったか。婢を他家に嫁がせることで、主人の家は聘金を得ることができ、若い婢を買って成長するまで使役し、その後嫁がせれば、買った時に支払った以上の身価を得られることも予測される。

このように見てくると、①、②、③のいずれも、主人の家にとってはそれなりの利益を生み出している。では、婢を終身嫁がせないメリットはどこにあるのだろうか。②の下僕の妻にして永代服役させるのと同様、自分の家に馴染んだ婢や、気に入りの婢を使い続けられるというメリットはあったであろう。そのほか、地域によっては特別な事情もあった。徽州では商人である主人が家を長期的に不在にするため、女性を中心として平常の生活が営まれる。そのため、下僕が入室することを嫌い、婢を終身嫁がせなかつたという<sup>22</sup>。錮婢の地域的広がりについては明確なことはわからないが、管見のかぎりでは、南中国、特に福建、浙江の史料に多くの記述が見られ、その風俗とのかわりが推測される<sup>23</sup>。

## 二、婢の婚姻に対する認識

### (一) 官僚・幕僚の認識

本節では、婢を嫁がせなければならぬと考えられた理由についての当時の人々の認識に焦点を当てる。第一

に、官僚や幕僚の見解から見てみる。

清初の文人であり、浙江巡撫の幕僚を務めた魏際瑞は、次のような告示を記した。<sup>(24)</sup>

人の貴賤には差があるものの、男女の大倫にはもともと差がない。貧家の娘は不幸にも身売りして婢となつて、人に使われ、その事情は憐れむべきであり、その奉仕と骨折りは義として心にかけるべきだ。婚姻については、孤独で寄る辺をなくさせることは人情にもとり、天理を傷つける。最近、調べてみると、当地の士民の家ではしばしば婢を嫁がせず、ただ自分の便宜のために、人を終身閉じ込めて（嫁に出さないで）おく。……このために、二〇歳になつた婢は留めずに嫁がせなくてはいけないことを知らせる。たとえ、長く使つた者で、（当人が主家から）離れることを望まなくても、家の下僕を選んで結婚させるべきだ。<sup>(25)</sup>

人の貴賤には差があるとして、婢が賤であることを認めているものの、嫁ぐべきことには差がないとしている。注目すべきは、婢が主人の家から遠く離れることを望まない場合は、家の下僕と結婚させるべきだと述べていることである。他家へ嫁がせることをより勧めるような書き口ではあるものの、婢とその子孫を永代服役させて身分を下層のまま固定することへの懸念は特に記されていない。

乾隆年間に広東の羅定州で知州となつた遼英は、羅定では三〇、四〇になつてからやつと婢を嫁がせたり、あるいは終身嫁がせなかつたりすると述べ、次のように論している。

婢は嫁がせるべきだ。男子は三〇にして娶り、女子は二〇にして嫁ぐのが礼である。人はみな、子女を持



ては、適切なときに結婚させて、家庭でうまくいくようにと思うものであり、どうして婢女だけがそうでないことがあるか。<sup>(26)</sup>

また、遼英の治めているときに、年頃になった婢を、親が主人に断りもなく連れ帰って嫁がせるという事件が発生した。すると、遼英は、主人に引き取らせるべきではあるが、すでに年頃であり、主人が配偶者を選んでやるべき時期なので、そのまま結婚させるといふ判決をくだし、ただ身価を主人に返させた。<sup>(27)</sup>

嘉慶七年（一八〇二）の進士で、道光年間に広西巡撫、江蘇巡撫を務めた梁章鉅は「附錮婢説」において婢を嫁がせることを勧め「古礼では女子は二〇で嫁ぎ、ゆえあれば二三で嫁ぐというが、これは明らかに最も遅くても二三で嫁がせることだ」とした。<sup>(28)</sup> また、福建の浦城県においては、自分の家の婢を嫁がせるばかりではなく、他の家から婢を買って嫁がせることまでした。

浦城の錮婢の風は固くて壊すことができない。私はかつて「錮婢説」一篇を撰し、人に悟らせようとしたが、それでも鋭敏に感じ取った者はきわめて少なかった。私は浦城に来てやっと三年だが、五回も婢を嫁に出した。みな、その身売りの代金を取ることなく、しかもその中の二人の婢については、婢を閉じ込めて嫁に出さない家から買って嫁に出したのである。ただ言をもって人を感じさせるといふべきではない。<sup>(29)</sup>

ただ言葉で示すのではなく、自らの行動で示さなければいけないという旨を述べており、錮婢の風習を変えようとする固い決意が示されている。

嘉慶二五年（一八二〇）の進士で、同治元年（一八六二）から五年（一八六六）まで福建巡撫を務めた徐宗幹は、次のように婢を嫁がせるべき理由を説明した。

家を正しくする道は婢女を用いないのが最善である。用いるとしても、二〇歳近くになったら、必ず機を逸することなく配偶者を選んでやらなければならない。婢女もまた子女であり、薄命なのに過ぎない。（嫁がせずに）閉じ込めたままにしておいたら、家に睦まじい雰囲気をはぐくむことも、子孫のために陰徳を積むこともできない。<sup>(30)</sup>

そもそも婢を使役しないのが最善である、とする点が特徴的である。婢を嫁がせなければならぬと徐宗幹が考えた理由は、二つに分かれる。第一は、婢もまた誰かの娘であるということである。第二は、主人の家の雰囲気や、子孫のための陰徳という、主人の家に対する効果である。

本節で取り上げた官僚や幕僚はみな、二〇歳になったら婢を結婚させるようにと勧めている。先述した雍正年間<sup>(31)</sup>に定められた条例では、具体的に何歳までに婢を嫁がせなければならぬかについては、規定されていない。そのほかの史料を見れば、たとえば、『江蘇省例三編』では二二歳まで、浙江の『治浙成規』では二五歳までに嫁がせるように、としている。特に後者は二五歳を過ぎていれば身価を取ることなく、親族に返すように、とする点<sup>(32)</sup>が特徴である。福建『省例』は何歳までにという制限はなく、二〇歳になったら嫁がせるように、としている。第一節で取り上げた道光二〇年（一八四〇）の「錮婢積習示禁碑記」の中では、「三歳になったら婢がいれば配偶者を選び、最も遅くても二五歳を過ぎてはいけない。二五歳を過ぎて配偶者を選ばないのであれば、婢および婢の父母兄弟親

族が官に赴いて訴え、引き取つて配偶者を選ぶことを許し、身価は取りたてない。なお、家長を杖八〇にする」と述べている。<sup>(33)</sup>

檔案、年譜、文集、地方志などの資料から、清代の女性の平均初婚年齢を分析すると、一七〜一八歳であったという。<sup>(34)</sup>そこからすれば、二〇〜二五歳で婢を嫁がせるという規定は、一般の女性の平均よりは遅い。働き盛りの年齢の婢を嫁がせることは、主人にとっては労働力を早く失うことを意味する。加えて、婢は妾や下僕の妻となることが多いので、二〇代前半という年齢はさほど問題にならなかったのかもしれない。なぜなら、妾を娶る男性は四〇歳以上のことがほとんどであり、<sup>(35)</sup>下僕にとつては結婚できるだけでも幸運だったからである。これらの官僚や幕僚の著述には、婢を嫁がせる相手として良民がよいか、あるいは下僕がよいかなどを論じるものは管見のかぎり見られず、正妻か妾かなどの立場についての記載も特に見られない。婢を嫁がせるということ自体が目標であるため、嫁がせるにあつての条件を云々する余地はなかつたのであろう。

なお、官僚の告不などでは、錮婢の禁止は溺女の禁止とあわせて述べられることがある。<sup>(36)</sup>婢そのもののために、嫁がせるべきだという論理ももちろんあるが、男女比のアンバランスに対する懸念が錮婢禁止の背景にあることが推測される。

## (二) 善書に示された認識

次に、善書では婢を結婚させることの意味がどのように表現されているかを見ていくことにする。はじめに、善書の性質について確認しておく。善書は販売のために刊行されるものではなく、無償で人に施与されることが多かったが、<sup>(37)</sup>その読者はやはり下層の読書人や知識階級の女性を含めた知識階層であった。<sup>(38)</sup>つまり、善書は婢・

僕婦自身ではなく、それを使う人が読むものであり、その中には婢・僕婦をどう扱うべきかは記されていても、婢・僕婦自身がどう振舞うべきかはほとんど書かれていない。婢の婚姻についての文章も、婢自身の心構えではなく、婢を使役する主人や女主人を対象として記されている。

では、具体的に見ていくことにしよう。下僕や婢女を結婚させることが善、結婚させないことが悪という観念は、功過格にも示されている。<sup>(39)</sup>『太上感應篇直講』の「破人婚姻」には、家の奴婢は一律に妥当な時期に結婚させるべきだと書かれている。<sup>(40)</sup>婢ばかりではなく、男性である奴僕にも妻帯させて家族を構成させることが、ある程度通念となっていたことがうかがえる。<sup>(41)</sup>

淫蕩を戒める内容を含む善書を数多く編纂した黄正元は、婢を嫁がせるべき理由について、次のように説いている。<sup>(42)</sup>

婢は人が飢えや寒さに迫られて窮まり、やむなく娘を売ったもので、もともと心の痛むことである。主人たるもの、自分の娘のように扱い、辱めることのないように。もし、盆の中の食持、階前の草と簡単に手に入るものとして、恣意に淫らなことをし、かつ長く閉じ込めておいて、嫁に行かせないというのであれば、これもまた尋常の淫蕩より罪は重く、処女・寡婦と並んで痛戒すべきものである。

つまり、もともとは良民の娘であり、貧困のために売られてきたとの認識をもとに、婢に手を出さず、嫁に行かせるべきだとしているのである。誇張はあるかもしれないが、「尋常の淫蕩より重く」、「処女・寡婦」に手を出すことなどと並ぶほど、としている点は興味深い。これも良民出身との認識をベースにしているのかもしれない。

善書には、婢を嫁がせたことで報われたエピソードも記されている。<sup>(45)</sup> 夔州の楊旬は、婢が成長すると配偶者を選んでやり、その身価を取りたてることにこだわらず、衣服などを与えた。息子の名は椿といい、若くして状元となった、というものである。ここでは、身価にこだわらずに婢を嫁がせるという行為が子孫にまで福をもたらしたという解釈がなされており、それが善行であるという認識がはっきりと示されている。<sup>(46)</sup>

### 三、主人と婢

#### (一) 法律・裁判に見る認識

主人が婢に手をつけることはどのように考えられていただろうか。法律の変遷を追った滋賀秀三氏の研究によれば、唐代では主人が婢を「幸（寵愛）」すると表現され、「姦」から除外されており、清代には自分の家の婢を「姦」するという言葉の使い方が見られるが、婢に夫がある場合以外は、実際上放任されていたであろうという。<sup>(47)</sup> 「奴及雇工人姦家長妻」条の注に、家長が婢を「姦」したら家長だけが「不応」の罪に坐し、婢は罪に問われないとの趣旨が記されるが、法条にはない。<sup>(48)</sup>

他方、僕婦に手をつけることについては、清代になってから法的に規制されるようになった。康熙二七年（二六八八）には、「家長が家の下人で夫のある女性を姦したら笞四〇」と定められた。<sup>(49)</sup> 乾隆三年には、家主が奴僕を姦占した場合、明確な「実摺」と本主の「自認」を条件に黒竜江に配流されることになった。<sup>(50)</sup> 乾隆二〇年（一七五五）には「家長の有服の親族が、奴僕や雇工人の妻女を強姦未遂して、女性が羞じて自殺した場合、杖一百のうえ、近辺に発して軍閥係の労役につかせる」とされた。<sup>(51)</sup>

つまり、僕婦に手をつけることについては、清代になってから徐々に規制が強まったが、婢については、法律に規定されなかったことになる。嘉慶一〇年の檔案では、童養媳の謝大妹が婢として売られたうえ、主人に迫られて関係をもたされたという案件が報告されている。<sup>(9)</sup> 謝大妹は武生の謝占奎の姪であり、計劉氏の子、計雲軒の童養媳であった。嘉慶三年に計劉氏の夫が死ぬと、計劉氏は子連れで熊氏と再婚し、謝大妹を陸周氏に託した。ついで、陸周氏は生活が苦しくなったので、自分の家の婢であると嘘をついて、謝大妹を十八両で婢として遊撃の劉瑄に売った。劉瑄は嘉慶四年十二月に大妹が成長したのを見て、さそってだまし、姦宿した。劉瑄は嘉慶六年八月に大妹を妾として納れたいと陸周氏に相談した。劉瑄はそこではじめて、謝大妹にすでに夫がいたことを知らされ、大妹を陸周氏のもとに帰した。

ところで、計劉氏は大妹が婢として売られたことを知り、息子に家門に泥を塗ることになるから、彼女を娶ってはいけなさと臨終のときに言い残していた。謝大妹は劉瑄に身を汚され、計姓からは娶られず、寄る辺がないと考え、尼になろうとした。おじの謝占奎がこのことを知って大妹を引き取り、大妹はその事情を祖母に泣いて訴えた。祖母は謝占奎を衙門に赴かせ、訴えさせた。陸周氏もまた、姦を捏造して訴えられたと訴え返した。

さて、この案件では、劉瑄は童養媳であることを知らずに婢として謝大妹を買い、手をつけた。したがって、裁きにあたって、家長が婢に手をつけた場合のように治罪すべきだとされた。しかし、「律例を調べてみると、家長が婢女を犯した場合についていかに治罪するという条文はない<sup>(10)</sup>」。そこで、遊撃である劉瑄は、職官が軍民の妻を姦した罪に比附して、革職のうえ、杖一百となった。この案件から見ると、嘉慶一〇年の時点でも、家長が自分の家の婢に手をつけた場合、どうするかという明確な規定はないというのが官僚の認識であった。

(二) 善書にみる認識

では、善書の中では主人が婢に手をつけることに對して、どのような認識が示されていただろうか。先行研究によれば、社会通念として、主人が自分の家の婢と情交を持つことは強くは非難されなかったというが、はじめに結論を述べれば、それは、善書の男性向け言説の中では戒められていた。

自分の家の婢に手をつけることの害悪については、次のような理由が挙げられている。<sup>(33)</sup>①強姦は残忍であり、婢の父母から呪詛される。②女主人が嫉妬して、婢をひどく鞭打つ。③父子や兄弟で同じ婢に手をつけ、骨肉で仇となる。④墮胎のため毒薬を用い、母子ともに死ぬ。⑤子どもを生めば溺死させたり捨てたりして、子どもの命が粗末にされる。⑥婢がほかの男と密通して主人が気づかなければ他人の子どもに祖先祭祀をさせることになる。⑦妊娠した婢を下僕と結婚させれば、子女が奴僕となる。⑧妾にすると騙して後に売りとはせは自殺するかもしれない。⑨寵を得て得意になった婢がもめごとを起こす。⑩主人が死ねば再婚することになり、母子が離れ離れになる。

このうち、①は婢に手をつけることそのものが可哀そうだとし、②は婢が虐待されることを心配しており、婢についての懸念である。また、④、⑤は命を粗末にすることへの不安である。しかし、③、⑥は主人の家庭の乱れの可能性を指摘していて、婢が哀れであるということとはかわりがない。留意すべきは、①以外は婢を妾に直せばおおむね解決できるということだ。②の妻による虐待は、妾となっても完全に防げるわけではないが、妾という身分であればある程度の保証がなされる。③、④、⑤、⑦、⑧は妾として正式に位置づけられれば、起こらない問題である。

『感應篇圖説』「太上戒淫寶訓十二則」には、淫蕩を戒める十二の規則が書いてあるが、そのうち前から八番目までが気をつけるべき対象を示している。その一番目は処女、二番目は寡婦、三番目が婢女、四番目が僕婦となっ

ている。<sup>(54)</sup>『過淫篇』目次には十の対象が記されているが、一番目が閨女、二番目が寡婦、三番目が婦人、四番目が乳母、五番目が僕婦、六番目が使女となっている。<sup>(55)</sup>いずれも、淫蕩の対象にすべきではない者を列挙しており、その中間あたりに僕婦や婢女を置いている。つまり、閨女や寡婦ほどではないにしても、婢や僕婦は気をつけるべき対象として扱われていた。

善書には婢に手を出さないことで報われた逸話も収められている。『太上感應篇直講』には、自分の家の美しい婢に手を出さないことで報われたエピソードがある。<sup>(56)</sup>呂猷可の家には美しい婢がいた。心が動かないかとたずねられると、呂猷可は厳しい顔つきをして、私は人の一生を台無しにするような仁ならざる悪行はしないと述べた。(後に)百歳までも生き、(子孫は)代々科挙に合格した、というものである。主人が自分の家の婢に手をつけることが「人の一生を台無しにするような仁ならざる悪行」と表現されている点は注目し値する。

むろん、自分の婢だけではなく、他人の婢に手をつけないことも、善い行いとして位置づけられていた。婦安の茅坤は(他人の)美婢が部屋に来たが拒絶し、のちに良い報いを得た、<sup>(57)</sup>というものである。このエピソードは複数の善書に収録されている。

一方、善書の中でも、女性主人に対する言説には、異なる規範が記されていた。たとえば、婢を虐待した妻には悪い報いがあったというエピソードが『太上感應篇経史集証』にある。<sup>(58)</sup>主人に寵愛された婢を妻が虐待して死なせたが、妻も婢と似たような症状で死亡したというものだ。逆に、主人の子を懐胎した僕婦を庇い、子を育てた妻は賞賛されている。<sup>(59)</sup>妻が主人の子どもを身ごもった僕婦のことを大切に匿い、自分が身ごもって生んだ子どもとして育て、成長した子どもは拳人となった、というものである。すなわち、女主人向けの話は、主人が婢に手をつけるのを止めるように、との趣旨ではない。主人に寵愛された婢や僕婦を大切にし、その子どもを守るべき



だという観念が示されている。

(三) 妻妾となった婢に対する認識

小説からは、主人の手がつくのは婢の幸せであるという考え方があったことが読み取れる。小川陽一氏の研究が示すように、手がつくのを拒んだ婢が「変わり者」として描かれている小説もある<sup>(60)</sup>。ただし、このエピソードはその前に明の陶宗儀の『輟耕録』巻十一「女奴義烈」に収められており、その中には、主人が手を出そうとしたのを拒絶したというくだりはなかった。のちに『西湖二集』などの諸書に引かれる中でこのようなエピソードが加えられたと思われる。

小説では、婢に主人の手がつき、懐妊して妾に直されれば、たいへんな幸運として描かれた。凌濛初の『初刻拍案驚奇』には善人である劉元普が婢に手をつけ、妊娠したので妾に直したという話が収められている。その後、婢は息子を生むのだが、これは劉が頼ってきた官僚の息子と寡婦を世話したり、妾として売られてきた元官僚の娘を養女とし、いい嫁ぎ先を見つけてやったりした善行によって授かったと考えられている。

妾となった婢の朝雲については、「朝雲ははじめのちよつとした失言から、かえつてこの良い地位を得たことを思い出すのだつた」と描かれ、主人の手がついて妊娠し、妾になったことは彼女にとってめでたいこととして位置づけられている。

婢は主人の手がついても、妾という地位を得られなければ、妻の嫉妬で追い出されたり、虐待されたりすることも<sup>(61)</sup>ある。しかしながら、主人の妾となった婢は、主人の手がついただけの婢とは異なる。子どもが生まれれば、死後も自分の子どもから祭ってもらうことができる<sup>(62)</sup>。また、妾の子であっても、財産相続権は妻の子と同様

であった。<sup>(65)</sup>

今まで見てきたケースは妾になった婢であったが、清代の小説、『岐路灯』の第一〇三回には、下僕の娘（＝婢）を息子の嫁にしようとしたというエピソードがある。<sup>(64)</sup> その中では、忠実で人格的に優れた奴僕の大きな功労に報いるため、奴僕の娘を息子の嫁にしようとした。友人もそうするよう勧めたが、「良賤間の婚姻は法律違反」などと人に言われることを恐れ、加えて他の縁談が持ち上がったこともあり、奴僕の娘を息子の妾にすることに落ち着いた。

ここでは、主人の家にとって大きな功績のあった下僕の娘を嫁にすることが現実味を帯びた選択肢として描かれているが、最終的には妾に落ち着いている。妾となっても、「賤」の身分を脱することはできたはずであるが、妾ならば「良賤不婚」と他人から言われることがないという認識なのであろうか。もともと、正妻として婢が嫁ぐ事例は数多く見られ、裁判となってもその部分は問題視されていない。<sup>(65)</sup> 『岐路灯』の中で婢を嫁にして、周囲からの目を気にしているのは、それなりの家だからであり、貧家の正妻となれば問題にならなかったものと思われる。

婢は妻妾となつた後も、周囲から特別な目で見られた。たとえば、『金瓶梅』の孫雪娥は婢あがりの妾であるが、他の妾から見下される様子が見られる。それは、官僚からも認識されていた。前述の徐宗幹は知州や知県が高官となるのは、婢が夫人となるようなものだ、とたとえている。<sup>(66)</sup> その中で、夫人となれば、婢を取り縮まらないわけにはいかないが、婢は裏で「あんたもわたしたちと同じ出身なのに忘れたのか」と陰口を言う、と記している。婢が妻妾となつても、かつて同じ立場であった婢からは最初から妻妾だった女性と同じようには見なされず、陰口を言われてしまうのである。

婢出身者が妻妾となったり、解放されても、特別な目で見られ続けることは裁判の史料からもうかがうことができる。乾隆年間に、直隸の保定府で嫁が舅を毒殺するという事件が起きた。<sup>(67)</sup>その原因は、舅姑がかつて奴婢であったことを嫁が知り、自分は良民出身であることから不満に思ったことであつた。舅と姑はともにかつて同じ主人の奴婢であり、主人が二人を結婚させて、やがて解放したのであつた。事件そのものは、嫁による舅の殺人として扱われ、舅姑が奴婢であつたことは、判断を左右していない。

続いて、妻妾となつた婢の身分に対する認識はいかなるものであつたかを裁判史料から見る。主人は婢を妾の地位に直すことが可能であつた。<sup>(68)</sup>妾となつた婢は「賤」身分ではなくなつたとみなされた。しかしながら、婢という身分だつたことは、妾となつても裁判を左右することもあつた。三姐という女性が主人の娘の耳環を盗むため、耳たぶまでも切り取つた事件である。<sup>(69)</sup>三姐はかつて婢であつたが、現在は主人の妾となつていた。三姐はすでに主人の妾としていれられているため、これを婢として裁くのはふさわしくないのではないかと刑部尚書らが報告した。これに対し、都察院承政らは、やはり奴婢が家長の期親を殴つて傷つけた律によつて裁くのがよいと報告し、そのようになつた。主人の娘を傷つけたという案件のため、もともとの婢であるという身分が目ざされたのではあるが、妾である以上は婢として裁くのはよくないという認識を持つ官僚もおり、裁判にあたる者たちの間でも意見が分かれるような繊細な問題であつたことがわかる。

#### (四) 婢の貞節

はじめに、裁判史料から見る。期限付きで婢となつた女性が、強姦されそうになつたことを恥じて自害し、貞節であるとして表彰された案件である。<sup>(70)</sup>童養媳の郭氏を、夫の親が三年限定の婢として質入れした。主人の息子

が郭氏を強姦しようとしたので、郭氏は恥じて自殺した。主人の息子への抵抗は咎められず、郭氏は烈女として表彰されることになったものの、僕女に属するので、彼女の墓の前に坊を立て、祠内に位牌を設けることはしない、と判断された。期間限定であっても、婢となっている間に自殺した郭氏に対しては、良民としてではなく、婢の身分をもとにして貞節表彰が行われた。

婢の貞節についてどのように考えるかは、冒頭でふれたように、複雑な問題を含んでいる。なぜなら、それが主人やその家族への抵抗を伴う場合には、彼女は主人に忠実であるべきなのか、自分の貞操を守るべきかという問題が生じるからである。

明末清初の人、屈大均の記すエピソードは、たいへん興味深い<sup>①</sup>。彭烈女の墓は広州大北門外、百余歩のところにある。彭烈女はかつて某家の婢であり、色っぽくて美しかった。その主人はすでに彼女を僱某と婚約させていた。ある夕、手をつけようとしたが、彼女は固く拒んだ。主人は僱を追いつつてその意を絶たせようとした。僱が出発にあたって、不遜な口を聞くと、主人は怒って数百もむち打ち、肩や背から流血するほどになった。烈女は遂に自ら首をくくった。主人は深く悔いて、烈女の墓を作った、というものである。主人に逆らつて婢が自らの貞操を守れることも、毅然とした態度として肯定的に評価される可能性が出てきたことがうかがえる。主人の意に反しても貞操を守るということについては、妻に関する貞節表彰規定の変遷が参考になる。先行研究によれば、一七五三年の江蘇省の事案で、夫の家から姦を売ることを強制されて従わず、その結果死んだ場合、妻は表彰されるという先例ができた。これは夫や夫の家への抵抗であるが、非常に抽象的なレベルで夫に対する完全な性的忠誠というイメージに固執したがゆえであるという<sup>②</sup>。婢の場合は、逆らつた相手である主人が貞操を捧げる相手ではないことや、妻と異なり正式な家族内身分を持たないという点で、妻の事例とは同列に扱えないが、本来仕

えるべき家やその主人に背いても貞操を守ることが称えられるようになるという点で共通している。つまり、貞操が主人や夫の家に尽くすこと以上に価値があることだとされるようになってきた、ということである。これは、家と（婢を含む）女性との関係を考えるうえで重要な変化といえるだろう。

公的表彰を受けたかどうかは定かではないが、主人に抵抗した彭烈女が周囲から貞節な女性として称えられたことは間違いない。それはなぜなのだろうか。それを考える手がかりとして、『太上感應篇直講』「見他色美起心私之」の記述を見てみる。この史料では、「他の色美」の「他」について、次のような解釈をしている。

この「他」という字の中には婢や僕婦も含まれる。これらの人は飢えや寒さに迫られて、肉親と離れ、人の鼻息を窺っている。礼を持たずに無慈悲にこき使えば神を怒らせることになる。もしこれを犯そうと考えるならば、必ず天譴に遭うことになる。<sup>(7)</sup>

「見他色美起心私之」に付されたエピソードは、他人の妻や娘に対して淫らな気持ちを起こしたというものがほとんどであるが、そこに同じ世帯の一員である婢が含まれる、としているのである。ここには、婢が主人の家の一員としてではなく、将来的に何者かに嫁ぐことを前提として女性としてとらえていることが示唆されている。婢の貞節表彰は錮婢の禁止同様、主人の家と婢の関係が、少しずつではあるが変化していることを示していると思われる。

## おわりに

明清時代において、錮婢は地域の男女比や結婚需要、婢の価格などの要素のバランスの中で発生した。また、家の慣習や女性主人公の家を切り盛りするという需要も、家に馴染んだ婢を手放さない理由の一つになりえた。

錮婢は裁判史料においても、善書においても、良いこととしては語られない。あくまでも、錮婢をやめ、二〇代前半までの適切な時期に嫁がせることが善として語られた。ただし、主人が婢に手を出すことは、主人の家にとって有利であれば善書の中では必ずしも「悪」とされない。主人の家の子孫を絶やさないためなら、女主人もそれを勧めるべきであるとされる。特に、無事に子を生み育てることのできる妾やさないためなら、女主人も婢は身分も上昇させることができ、彼女自身にとっても幸運とされたことが小説から見とれる。

婢が下僕と結婚することは、子どもまで含めて永代的にその家に服役することを意味する。一方で、婢をできれば適齢期に嫁がせるべきとの考え方は、「良民」の娘、あるいは誰かの娘との認識に基づいている。ところが、婢を下僕と結婚させ、婢の身分を永遠に「賤」に固定することについての懸念はどの史料にも示されていない。また、婢を妻妾にして身分を上昇させることについても特別留意されておらず、正妻がいいか、妾がいいかなどの、嫁ぐ際の条件についても記述がない。錮婢を禁じることに苦勞する中、婢を嫁がせる先についてまで条件をつけることは難しかったものと思われる。

他方、男性の中には、婢を娶うために自ら下僕になる者がいた。婢の婚姻は主人や他家の妻妾となつて身分を良に上昇させることもあり、下僕の妻として身分を賤に固定することもあったが、男性の場合には、結婚を求めするために進んで良から賤になることがあったのである。その背景の一つとしては、人口増大に伴って男女比のア

ンバランスがさらに顕著になり、結婚できない男性が増加したことが挙げられるだろうが、もう一つの理由として、良賤感覚の変化も指摘できる。

明清時代において、他人に服役する奴婢は賤視され、奴僕となった者は宗族の名譽を損なうとして、族譜に記載されないことがあった。<sup>(74)</sup>しかし、その賤性は必ずしも立場だけによって判断されるものではなかった。明清時代の身分感覚において「賤」感覚の核心は「服役」にあつたが、官僚であつても奴僕然として有力者の隨使に応ずるといふ矛盾が強く意識され、明末清初の小説や善書の中には、士大夫の偽善性に対して奴僕や賤民の道德性を称揚するものが多かつた。<sup>(75)</sup>人々の中に、現実<sup>(76)</sup>に服役しているか否かだけではなく、道德性に基づいて賤性を判断する感覚が備わつてきたことの表れである。婢の貞節を称揚することも、婢に主人の家の従属者としてだけではない人格を認めることであり、良賤感覚の変化を示している。契買の奴婢保有を公認したり、被差別集団の人々を解放したりする雍正帝の改革は、身分的な流動性を追認しながら身分秩序を整えていこうとする姿勢を示すものであつたが、その過程を通じて、人々の「賤性」に対する感覚は一層鋭敏になつていったといふ<sup>(76)</sup>。錮婢の禁止は男女比の問題ばかりではなく、明末から清代にかけての良賤感覚の変化に基づいてゐた。妻を娶るために下僕になる男性や、自らの許嫁のために主人に逆らう婢が現れ、良と賤の感覚はある意味で流動的なものになつていたのである。錮婢をめぐる社会通念は矛盾を孕んだものであり、貞節、身分感覚と家との複雑な関係の一端を示すものである。

註

- (1) 明清時代の貞節に関する研究は多いが、合山究『明清時代の女性と文学』汲古書院、二〇〇六年、Lu, Weijing, *True to Her Word: The Faithful Maiden Cult in Late Imperial China*, Stanford, California: Stanford University Press, 2008 など)を参照。
- (2) その内容は、僕婦婢女や尼僧道姑で茲を拒んで身を汚されることなく、死亡した者は表彰し、女性の墓の前に坊を建てるとの銀を地方官から支給させるが、祠内に位牌を設けることは認めない、というものであった。また、旗人の僕婦についても、ただ坊を建てるための銀を与え、祠内に位牌を設けることはさせずに、それによって名分を明らかにすべきだ、とした。山崎純一「清朝における節烈旌表について——同期列女伝刊行の背景」『中国古典研究』(早稲田大学)十五号、一九六七年十二月、五五頁。
- (3) 凡神衿、庶民之家、如有將婢女不行婚配、致令孤寡者、照不应重律、杖八十。係民的決、神衿依律納贖、令其挾配。※雍正十三年定例、乾隆五年館修入律。『大清律例通考』卷十、戸律婚姻「馬建石・楊育棠主編」『大清律例通考校注』中国政法大学出版社、一九九二年、四五(四頁)。
- (4) たとえば、韋慶遠・吳奇衍・魯素『清代奴婢制度』北京・中国人民大学出版社、一九八二年など。
- (5) 王雪萍『一六一—一八世紀婢女生存狀態研究』哈爾濱・黑龍江大学出版社、二〇〇八年。
- (6) 洪喜美「近代中国知識分子の人道關懷——以婢女解放為例的探討」『国史館學術集刊』二期、二〇〇二年十二月、張曉霞・顧東明「晚清婢女的社会地位及生活狀況——以《申報》一八九九—一九〇三年尋婢廣告為中心考察」『牡丹江師範學院學報(哲社版)』二〇一〇年六期など。
- (7) Mathew H. Sommer, *Sex, Law, and Society in Late Imperial China*, Stanford, California: Stanford University Press, 2000.
- (8) Sommer op.cit., pp.8-12, pp.46-54.
- (9) 小山正明『明清社会經濟史研究』東京大学出版会、一九九二年、および、高橋芳郎『宋—清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年。
- (10) 台人雖貧、男不為奴、女不為婢、臧獲之輩、俱從內地來者。陳文達等『台灣県志』卷一「輿地志」風俗条、台北市・台湾省文献会、一九五八年、五八頁。曾国棟「從『銅婢示禁碑』看清代台湾社会的婢女問題」『台南文化』新四七期、一九九九年九月、十一頁参照。
- (11) 其民男多女少、匹夫猝難得婦。……無久停親樞、無永錮婢女。劉良璧等『重修福建台灣府志』(台湾文献



叢刊第七四種 卷六「風俗」九一頁。耿慧玲「禁錮婢女碑与清代台湾婦女地位研究」『朝陽學報』十三期、二〇〇八年九月、三一五頁参照。

(12) 台地男多女少、養女及笄、即行遣嫁、從無溺女之陋習。尹士俱纂・李祖基点校『台湾志略』北京市・九州出版社、二〇〇三年、中卷四九頁。耿前掲論文、三一八頁参照。

(13) 道光二〇年（一八四〇）の「錮婢積習示禁碑記」と「嚴禁蓄養婢女不為挾配碑記」、光緒十五年（一八八九）の「嚴禁錮婢不嫁碑記」（一式二件）の計四件である。曾前掲論文、十一頁参照。

(14) 台地風俗、婢長不嫁、或畜之於家、或輒鬻他人、終身老役、死而後已。…家如有婢女年至二十三歲以上者、一概即為挾配、以召天和、而挽惡習。（何培夫編『台灣地区現存碑碣函誌・台南市篇』台北市・国立中央圖書館台灣分館、一九九二年、三七九頁、「錮婢積習示禁碑記」道光二〇年）。字の判定や標点については、曾前掲論文十二頁を参照した。

(15) 男僕二十余即當為之娶妻。女婢近二十、即當使有配偶、或別嫁之。「清」張履祥『楊園先生全集』卷四八「訓子語下」。吳振漢「明代奴僕之生活概況——幾個重要問題的探討」『史原』十二期、一九八二年十一月、三七頁、および、小山前掲書、三三四頁参照。両者は字句に異同があるため、陳祖武点校『楊園先生全集』

北京・中華書局、二〇〇二年に拠った。

(16) 前注三参照。

(17) 郭松義「清代的納妾制度」『近代中国婦女史研究』四期、一九九六年八月、三八頁。

(18) 同右。

(19) 郭前掲論文、五〇頁。

(20) 「主家の側では、奴僕と女婢とを結婚させて家族を構成させることにより、僕婢家族の子孫に至るまでの永代的支配を確保しようとしたものである」（小山前掲書、三二八頁）。

(21) 『金瓶梅』の中の六人の婢の価格をみると、容姿の特に良い春梅が十六兩なのを除いては、五兩から七兩であり、豚肉の価格は百斤で二兩であることから、婢一人の価格は豚一頭の価格にも及ばないことがうかがえる（吳前掲論文、三四—三六頁）。

(22) 「清」林雲銘『挹奎樓選稿』卷十二「老女行」。阿風『明清時代婦女的地位与權利——以明清契約文書・訴訟檔案為中心』北京・社会科学文献出版社、二〇〇九年、一五五頁注三参照。また、明末の陳龍正も嘉・湖・蘇・松では二〇歳前後で女主人が人を選んで婢を嫁がせるが、歛では終身嫁がせないと述べている（「明」陳龍正『幾亭外書』卷四、吳前掲論文三七頁参照）。

(23) 小山前掲書、三五九頁注七においても、錮婢につい

ての記述は華中・華南地域の史料に散見される、と記されている。

(24) 『四此堂稿』の「序」によれば、本書には浙江巡撫の幕僚をした際に記した公文書を収録しており、当時の巡撫は范承謨である。范承謨は康熙七年（一六六八）～十一年（一六七二）まで、浙江巡撫を務めた。

(25) 人之貴賤雖有等殊、男女大倫原無差別。貧家之女不幸、身爲婢、受人驅役、情既可憐、服事代勞、義尤當念。至於匹配婚姻之際、尤切鰥寡怨曠之心、苟逆人情、必傷天理。近訪該屬士民家婢多不遺嫁、只圖自便、錮人終身。……爲此示仰士民人等知悉、凡畜養婢女年及二十者、悉宜遺嫁、不許羈留。即謂熟用之人、不肯遠離、亦當選挾家僮、与爲婚配。（清）魏際瑞『四此堂稿』卷一「禁錮婢不嫁」。

(26) 一婢女宜遺嫁。以時男子三十而娶、女子二十而嫁、礼也。凡人生有子女、戚思及時婚配、宜其室家、何独于婢女不然。（清）遼英『誠求錄』卷一、告示「鄉族規條」。

(27) 前掲『誠求錄』卷一、判語「乞着領聘等事」。

(28) 古礼女子二十而嫁、有故則二十三而嫁、明以二十三爲最遲也。（清）梁章鉅『歸田瑣記』卷八。

(29) 浦城錮婢之風、牢不可破。余曾撰錮婢說一篇、以代暮鼓晨鐘、乃殊少警覺者。余到浦甫三年、而遺婢至五次、皆不收其身價、而中兩婢、乃從錮婢之家轉鬻而嫁之者、

不可謂但以言感人者矣。（前掲『歸田瑣記』卷八、「附徐觀察詩」。

(30) 夫正家之道以不用婢女爲最善。即使令需人年近二十、必須及時支配。彼亦子女不過命薄耳。一任禁錮、非所以養和氣於家室、貽陰德於子孫也。（清）徐宗幹『斯未信齋文編』官牘六、福建「戒錮婢文」。

(31) 『江蘇省例三編』「臬例 民間婢女依限支配」、治浙成規』卷五「錮婢二十五歲以上照例治罪并許親屬領回不追身價」。

(32) 福建『省例』「刑政例（上） 禁士民錮婢、奸媒開館」（乾隆二六年九月初二日）。

(33) 如有婢女年至二十三歲、即爲支配。至遲亦不得過二十五歲。倘過二十五歲不爲支配者、許該婢及婢之父母兄弟親屬人等赴官呈訴。即准其領回支配、不追身價。仍治家長以本杖八十之罪。（前掲『台灣地區現存碑碣圖誌・台南市篇』三七九頁）。字の判定や標点については、耿前掲論文、三二八―三二九頁を参照した。

(34) 郭松義『倫理与生活——清代的婚姻關係』北京：商務印書館、二〇〇〇年、二〇二頁。

(35) 王前掲書、一六八―一七〇頁。

(36) たとえば、『清』劉兆麒『總制浙閩文檄』卷四には「禁溺女錮婢」という文章が収められている。

(37) 酒井忠夫『増補中国善書の研究 上』国書刊行会、

一九九九年、一三頁。

(38) 大澤顯浩「漢籍を学ぶということ——文明のアウラ」(大澤顯浩編『東アジア書誌学への招待』(第一巻) 東方書店、二〇一一年)。

(39) 配一男女及時：二十善。善遣一婢慎為扱配三十善。錮一婢僕不娶嫁：百過。配一男女不及時二十過。(清) 黃正元『太上感應篇圖說』付属「太微仙君善過格」(婢僕)。

(40) 闕名『太上感應篇直講』(咸豐三年序刊本、東洋文庫蔵)「破人婚姻」。

(41) 奴僕に妻帯させることは当時の家訓類でくり返し強調されているところであった(小山前掲書三二四頁)。

(42) 人為饑寒窮苦、萬不得已、將女売人、原属痛心切齒之事。為主入者当如己女看待、勿行汚辱。若以益裏食、培前草、隨身近便、恣意淫慾、且久遭幽閉、不使配婚、比亦重於尋常淫惡、当与處女寡婦、同切痛戒。(前掲『太上感應篇圖說』「太上戒淫寶訓十二則 願効集」)。

(43) 前掲『太上感應篇直講』「苛虐其下」。

(44) 本来、父母や親族が身価を返して娘を引き取り、配偶者を見つけてやるのが望ましいと考えられていた。

(45) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、五五六頁。

(46) 滋賀前掲書、五七一―五七二頁注二九参照。

(47) 凡奴姦家長之妾者、各殺監候。若家長姦家下人有夫之婦者、答四十。係官交部議處。(奴及雇工人姦家長妻の条例)。(大清律例通考)卷三三、刑律犯姦[前掲『大清律例通考校注』九五八頁]。

(48) 小山前掲書、三六〇―三六一頁注十八。

(49) 家長之有服親属、強姦奴僕雇工人妻女未成、致令羞忿自盡者、杖一百、發近邊充軍。(奴及雇工人姦家長妻の条例)。(大清律例通考)卷三三、刑律犯姦[前掲『大清律例通考校注』九五八頁]。

(50) 中央研究院歷史語言研究所藏内閣大庫檔案、嘉慶十年六月二十六日、一一九二八七―〇〇一。

(51) 查律例、並無家長姦婢女何治罪之文。

(52) 男が自家の婢と情交を持つことはありがちで、家の外における秘密の情交とは異なり、強くは非難されなかった。(滋賀前掲書、五五六頁)

(53) [清] 黃正元『慾海慈航』卷一「可染不染」。

(54) 處女 寡婦 婢女 僕婦 乳媪 人妻 娼妓 妾

正心術 燬淫書 交遊謹慎 斬子嗣。

(55) 閨女 寡婦 婦人 乳母 僕婦 使女 尼姑 娼妓 俊童 妻妾(石璿編、安堵逸郎点『過淫篇』一八八五年)。

(56) 前掲『太上感應篇直講』「乘威迫脅」。

(57) 前掲『慾海慈航』「不淫善報」。

(58) 無名氏原著、曹善揆校読『太上感應篇經史集註』民國二八年刊本(『三洞拾遺』第五冊、合肥・黃山書社、二〇〇五年所収)「常行妬忌」。

(59) 同右。

(60) 主人が手を出そうとしても厳しく拒否し、夫人が「主人のお手がつくのは、おまえの幸せになることなのに、なぜ拒否するのか」と問うと、そんな恥知らずのことはできないという変わった婢であった。主人が病気になるのと股の肉を割いてスープを作って食べさせた。後に、夫人が嫁がせようとしても応じなかった。元末、紅巾の乱で夫人を守るために一命を捨てた。(『西湖二集』巻十九「俠女散在殉節」)「小川陽一」明代小説の「奴婢像」『東北大学教養部紀要』三六号、一九八一年十二月、三二四頁。

(61) 王龍泉は婢の劉氏を寵愛していた。しかし、妻が嫉妬して許さないで、王龍泉は劉氏を義妹だと偽り、仲人を通して劉氏を売り、府学生員の張乃文の妾とした。王龍泉は行き来しようとしたが、張乃文が許さないで、罪を捏造して誣告した。中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、乾隆十一年七月十八日、〇八九九〇五一〇〇一。

(62) 滋賀前掲書五五三頁。  
(63) 滋賀前掲書二四七頁。

(64) 岸本美緒「岐路灯」に見る清代中国の身分感覚」比較日本学教育研究センター研究年報」八号(お茶の水女子大学、二〇一二年三月、四六頁)。

(65) 王前掲書、一三五―一三九頁。

(66) 前掲『斯未信齋文編』語録一。

(67) 中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、乾隆十九年三月十四日、〇一五九三八―〇一。

(68) 滋賀前掲書五六頁。

(69) 中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、順治十年十二月十六日、〇八九四二二―〇一。

(70) 中央研究院歴史語言研究所蔵内閣大庫檔案、乾隆三十五年十二月二日、〇九一〇三三―〇一。

(71) 彭烈女墓在広州大北門外百余武。烈女往為某家婢、色情婉美。其主已許字僂某矣。一夕欲媿之、堅拒不可。主乃遂僂以絶其意。僂臨行有言弗遜。主怒撻之数百、肩背流血。烈女遂自縊死。(『清』屈大均『広東新語』巻十九 墳語「彭烈女墓」)。

(72) マッシュ・ソマー「寺田浩明訳」『晩期帝制中国法における売春―一八世紀における身分パフォーマンスからの離脱―』『中国―社会と文化』十二号、一九九七年六月、三三―三二四頁。

(73) 這他字、包括婢女僕婦在內。此等人為飢寒所迫、致骨肉分離、仰人鼻息、非礼虐使、已于神怒。若思犯之、

必遭天譴。(前掲『太上感應篇直講』「見他色美起心私之」)。

- (74) 多賀秋五郎『宗譜の研究 資料篇』東洋文庫、一九六〇年、三頁。

- (75) 岸本美緒「明清時代の身分感覚」(『風俗と時代 明清史論集1』研文出版、二〇一二年) 一六六―一六九頁、(該論文の原載は森正夫ほか編『明清時代の基本問題』汲古書院、一九九七年)。

- (76) 岸本美緒「清代における「賤」の觀念——冒捐冒考問題を中心に」『東洋文化研究所紀要』一四四冊、二〇〇三年十二月、一二一―一二三頁。

【付記】 本稿は平成二五年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。